

## VI. 農林水産部

### A. 管理局

#### a. 農政課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成18年度 補助金等の金額(円)
経営構造対策事業推進費補助金	21世紀えひめ村づくり推進協会	9,180,000

#### 1. 負担金、補助及び交付金の概要

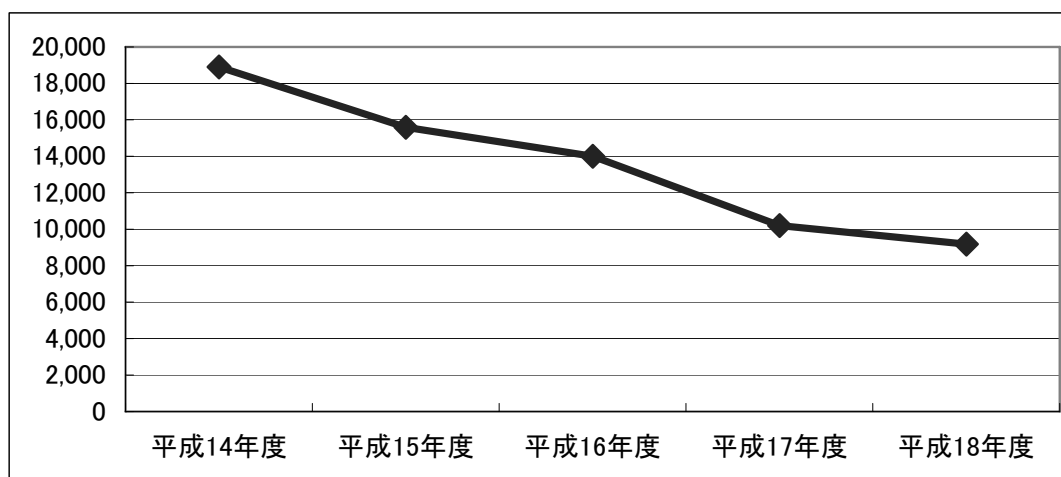
##### (1) 補助金等の目的、趣旨

任意団体である21世紀えひめ村づくり推進協会が実施する経営構造対策推進事業に対して補助するもの。

具体的には、21世紀えひめ村づくり推進協会に設置されている経営構造コンダクター等が地域のリーダーの育成等、地域の合意形成の支援、各種調査研究・情報収集、経営構造対策事業地区指定に向けた現地調査、地域の行う評価活動の支援のためのアドバイザー派遣、研修、育成すべき担い手の経営確立のための調査、指導、事業導入に当たっての費用対効果の調査等を行うための事業費補助。

##### (2) 過去の支出状況

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経営構造対策事業推進費補助金	18,900	15,584	14,000	10,200	9,180



担い手となる経営体を育成し、地域ぐるみで農業構造を改革していく取組に対しての補助であるが、県の財政事情に合わせて大幅に減少している。

## 2. 監査結果

やっていること自体、又その報告等についてはよく理解できるが、このような「今年度はこの金額の範囲内で事業を推進してくれというタイプの補助」の場合、補助金収入にピッタリ合わせた事業費計上の収支実績報告書を毎年作成されているが、実際の支出と計画との差のわかるものがあればわかりやすいと思う(例えば、ここで不足部分があったが、このように対応した等々)。(意見)

### a. 農政課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
中山間地域等直接支払交付金	松山市	170,186,551
	今治市	48,580,308
	宇和島市	211,895,361
	八幡浜市	257,904,140
	大洲市	61,950,175
	伊予市	99,869,590
	西予市	221,801,763
	東温市	69,539,983
	久万高原町	39,539,586
	内子町	76,965,564
	伊方町	82,268,446

### 1. 負担金、補助及び交付金の概要

#### (1) 補助金等の目的、趣旨

中山間地域の農業、農村が持つ「県土保全、水源涵養」等の多面的機能によって多くの県民の生命、財産、豊かなくらしが守られているという観点から、中山間地域において農業生産活動を支援していくことにより耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図るため、農業者等に対し市町が交付金を交付するために要する経費に対して交付金を交付する制度。下記に示した交付単価に面積を乗じた交付金額に対して国 1/2 負担→県 1/4 負担→市町 1/4 負担で市町から集落に交付し、その後個々の農家に交付している。(愛媛県特認地域については、国・県・市町が各 1/3 負担)

対象となる地域、農地は特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法の指定地域で、その農地のうち「傾斜」「小区画・不整形」「高齢化率・耕作放棄率」の高い農業生産条件の不利な 1ha 以上の面的まとまり若しくは営農上の一体性がある農振農用地において、集落協定又は個別協定に基づき 5 年間以上継続して行われる耕作や水路管理等の農業生産活動に対して適用している。(集落協定は平成 18 年度では 1,085 協定、26,000

人程が参加)

なお、愛媛県特認基準として旧市町村単位の農林統計上の中山間地域、地域振興立法地域に隣接する旧市町村では農業従事者の割合が10%以上、農林地帯が75%以上、農業従事者の高齢化が39.3%以上、耕作放棄率が9.4%以上、急傾斜地の割合が50%以上という条件からこれらの3つ以上を満たす地域の急傾斜農用地についても、集落協定又は個別協定に基づき5年間以上継続して行われる耕作や水路管理等の農業生産活動に対して適用している。

又、交付単価は、平地地域と対象農用地の生産条件の格差の8割に設定しも積極的な活動がある場合、加算単価を適用している。

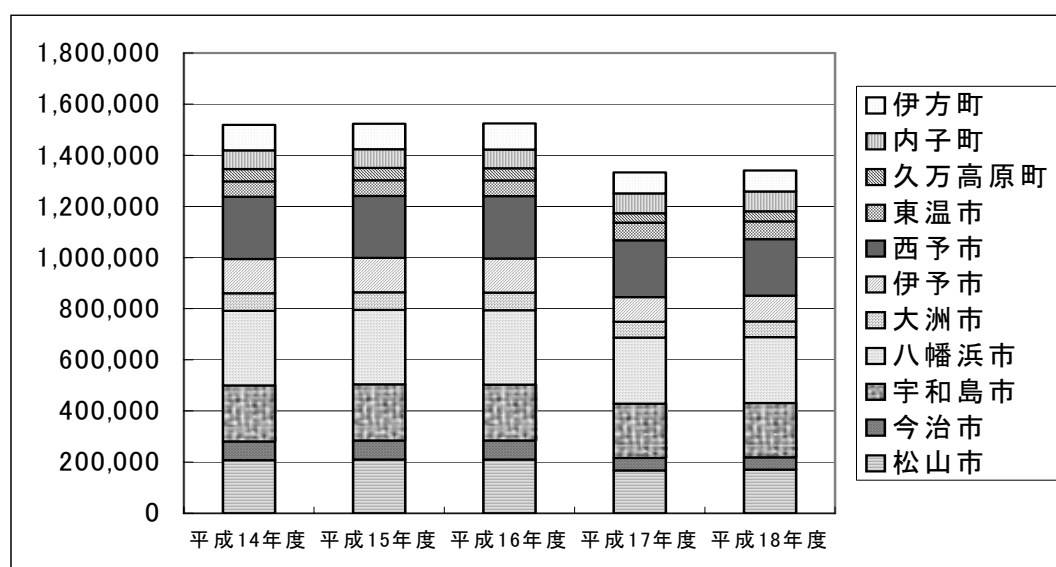
## (2)過去の支出状況

平成18年度の場合、上以外に7市町で計1,464,167千円の支出があるがこれは国の1/2部分と県の1/4部分の合計部分で各農家はこれに市町負担分1/4を加えたもの、県全体で約19.6億円を受領することとなる。

サンプリングした市町について過去の5年間の支出状況を示すと下記ようになる。

単位:千円

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
松山市	208,031	209,778	209,610	167,322	170,187
今治市	72,815	74,883	74,636	49,466	48,580
宇和島市	219,209	219,315	218,804	211,871	211,895
八幡浜市	291,583	290,947	290,682	258,155	257,904
大洲市	68,938	69,072	68,971	61,947	61,950
伊予市	133,743	134,004	134,052	97,072	99,870
西予市	243,172	243,485	243,648	221,287	221,802
東温市	60,813	60,819	60,783	69,058	69,540
久万高原町	48,036	47,986	48,057	37,719	39,540
内子町	73,484	73,521	73,576	76,964	76,966
伊方町	99,485	99,981	101,689	82,336	82,268
計	1,519,309	1,523,791	1,524,508	1,333,198	1,340,502



上で平成 17 年度から交付金が減少しているのは、新対策として交付要件が厳しくなったためである。

## 2. 監査結果

上述のように、この交付金の目的は平地に比べて生産条件が不利で高齢化が進む中山間地域において、各農家が将来にわたって農業活動を維持し、その耕作放棄することを食い止めることにより農業の多面的機能を保持するためのものである。

そこで、ある集落についてその交付金の受領及び各農家への支出状況を確認したが、当該集落の農地に対する交付金額の総額をまずは個人配分部分と共同取組活動部分に折半し、個人配分部分はそれぞれの農家に振込み、共同取組活動部分は当該集落協定が管理し、農業生産活動継続のための活動(監査人がサンプリングした集落における共同取組の経費の用途は、当該農地周辺の道路等の草刈・清掃、景観植物の作付活動等のための参加者への労賃、その看板設置費用、さらに農業先進地視察費、周辺都市住民との交流イベント等の経費、役員報酬等があった)に支出していた。

この共同取組は将来に渡って個々の農業者が農業活動を継続していくためには、集団的な農業活動が有効であること、さらには個々の農家への交付に使ってしまっても 1 農家あたりの受取額は少額となるため、いわゆる「バラマキ」となり効果が期待できないこともあり、県や市町としてもこれを積極的に支援しており、又平成 19 年度調査の各集落からのアンケート結果からみても、5 年の農業活動継続要件以外にも年々耕作継続意識が集落内部に浸透していつているようには感じた。

愛媛県のような山の多い農業県においては対象集落が多く、1,085 の集落との協定、多額の支出(平成 18 年度実績 19.6 億円)が継続されることになる。鳥獣被害に対する共同の対策、共同での農業機械購入といった動きのある集落もあるが、さらに県は、各集落の個々の農業者がより目に見える形の連携化、共同化、スピーディーな改革を推し進めるきっかけとなるよう市町と連携し、具体的な共同化、連携化の動きを確認支援し、それを他の取組み不十分な集落にも手取り足取り伝授するといったところまで踏み込んでいくべきと思う。何故ならこの多額の交付金は県民、国民の税で賄われているのであるから。(意見)

又、昨今の任意団体における資金の不正使用等の事件に鑑み、共同取組分勘定を設けることによる不正リスクを回避するための報告制度やチェックについても積極的に関与すべきである。(意見)

B. 農業振興局

a. 農地整備課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
農業水利施設管理支援対策事業補助金	道前平野土地改良区	10,025,000

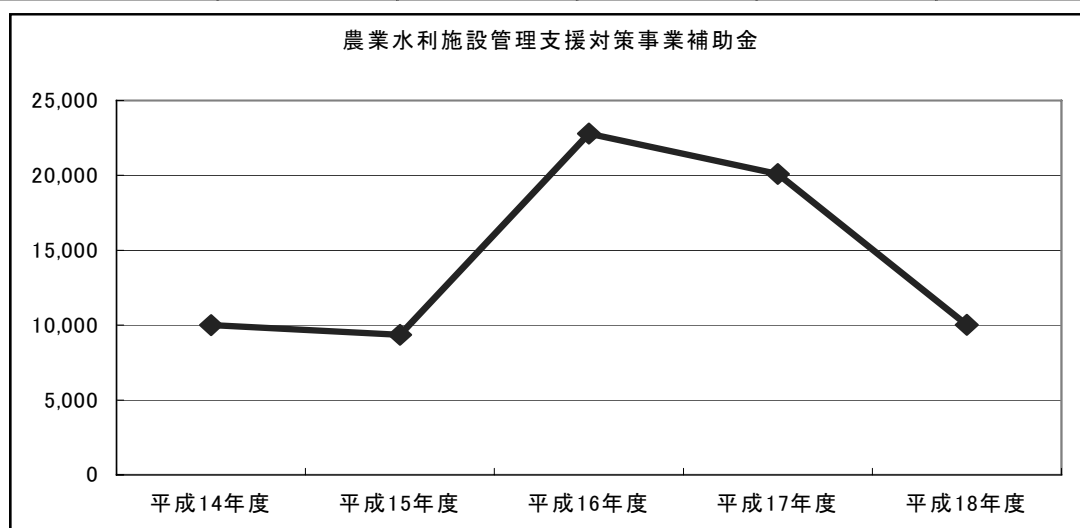
1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

農業水利施設の地域社会による支援体制の確立を図るため土地改良区が行う地域用水機能を維持保全するための諸活動や組織化への取組みに対し、補助を行うものである。交付要綱に基づき地域用水機能増進計画策定、地域用水機能増進支援活動、地域用水機能増進活動、施設等の補修整備費用等々地域住民の管理活動参加への啓発活動も含めた各種費用の4/6以内で、うち国が3/6、県が1/6を補助する。対象となるところは、地域用水機能増進事業実施要領に基づき、当該区域内の末端支配面積5ha以上で地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長割合が10%以上等の条件がある。この補助金は平成10年11月に受益面積3,000haとして事業採択申請され、総額175,000千円での事業である。

(2) 過去の支出状況

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
農業水利施設管理 支援対策事業補助 金	10,000	9,353	22,787	20,100	10,025



2. 監査結果

土地改良区は土地改良法に基づく特別法人であり、その業務は、土地改良事業によって生じた土地改良施設における配水管理等農業生産に係る管理<sup>46</sup>である。ここにいう農業水利施設管理支援対策事業は、農業用水の配水管理に対して補助するものではなく、生活用水、防火用水、環境用水等の地域用水機能の普及啓発活動や地域住民の自主的な活動による維持・促進、施設等の維持・保全をめぐる地域社会における支援体制を確立するための事業に対する補助である。

従って監査人の土地改良区の全体の経営成績等に合わせて、収支が賸える場合は、補助額を減少するようにしてもいいのではないかと、という問いかけに対しては、本来の農業用水の配水管理とは別の事業であることをもって良しとされないとのことであるが、例え、そうであっても補助金は国民、住民の税金等を原資とはするものであるから、又担当者が実質的に兼務しており、会計主体が同じで懐(ふところ)が同じである以上、できるだけその支出を抑えるよう努力するのが地方自治法第2条14項にいう「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」ではないか。(意見)

#### a. 農地整備課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成18年度 補助金等の金額(円)
担い手育成農地集積促進事業補助金(高生産性農業集積促進事業)	西予市宇和町土地改良区	18,300,000
	西予市宇和町土地改良区	24,428,000

#### 1. 負担金、補助及び交付金の概要

##### (1) 補助金等の目的、趣旨

担い手育成農地集積促進事業補助金:担い手への農用地の利用集積を促進し、生産性の高い農業構造の実現を図るため西予市宇和町土地改良区が行う担い手育成農地集積促進事業に対して補助を行うものである。具体的には、担い手が新たに利用権等の設定を行った場合、その利用権設定率に応じて、土地改良区に対して、農家負担金にかかる借入金の償還金について、「作付連坦化加算促進費」及び「利用権等加算促進費」として算出した額を交付金として支給する。利用権設定については農業経営基盤強化促進法(以下「基盤強化法」という。)に基づき、市が計画を定めて、担い手の用件を確認するといった一定の手続きを踏まえて、農家の間での利用権設定の契約につなげており、その契約期間は3年以上である必要がある。

又、土地利用率に一定の向上が達成された場合に、「土地利用率向上加算促進費」とし

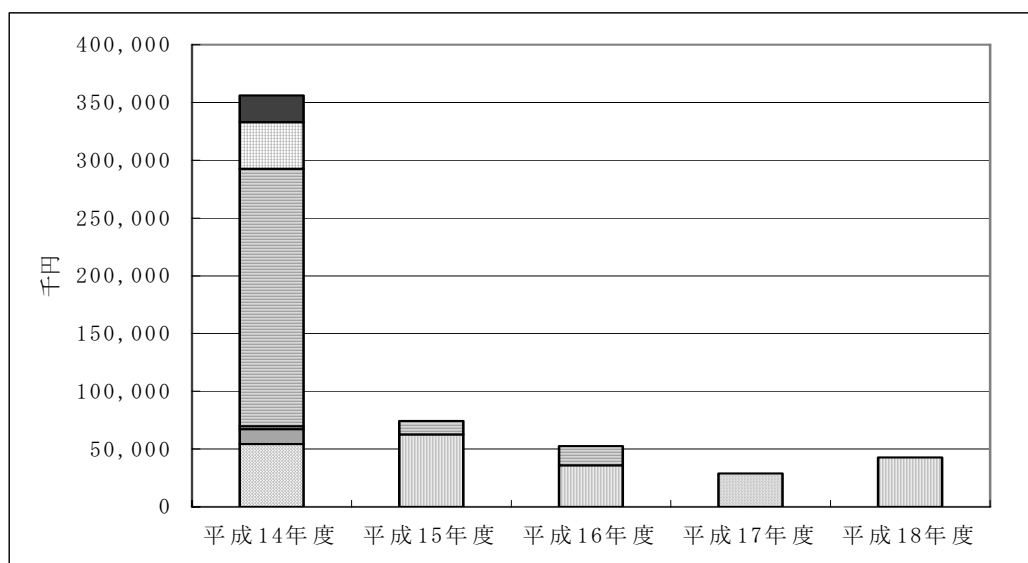
<sup>46</sup> 57条 土地改良区は、土地改良事業の工事が完了した場合においてその事業によって生じた土地改良施設があるときは、その施設を管理しなければならない。この場合には、その旨を定款に記載しなければならない。

て算出した額を、農家負担金にかかる借入金の償還金として土地改良区に支給する。  
 土地利用率の向上は、事業完了年度の作付け状況を調査し、土地利用率の向上を確認した  
 上で交付することになる。

(2)過去の支出状況

担い手育成農地集積促進事業補助金（高生産性農業集積促進事業） 単位：千円

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
禎瑞上部土地改良区	54,338	0	0	0	0
西予市三瓶町土地改良区	0	0	0	28,942	0
明浜町土地改良区	13,032	0	0	0	0
西予市宇和町土地改良区	2,350	62,850	35,850	0	42,728
吉田町土地改良区	222,934	11,550	16,680	0	0
津島町	40,366	0	0	0	0
一本松町土地改良区	23,040	0	0	0	0
計	356,060	74,400	52,530	28,942	42,728



2.監査結果

この補助金の本来の狙いは、この制度による利用権設定が契機となり、さらに利用権設定が進み、担い手農家を中心となって農業継続をすることによる担い手農業者の育成であり、又土地利用率の向上による生産性の高い農業の実現のための契機の提供である。

利用権設定による農業継続の場合は、やはり 3 年間の確認を確実に見届けることが必要であるとともに、当該補助金そのものの要件ではないが、その後の状況確認のフォローが何らかの形ですべきであろうと思われる。又、土地利用率向上については、以後の年における状況確認は当該補助金そのものの要件ではないが、土地利用率が向上し補助金支出

をした後において、当該土地が引き続き高い利用率を継続できているかといったことのフォローを今後検討すべきと思われる。(意見)

a. 農地整備課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
農村振興対策事業補助金	今治市	67,902,000
愛媛県元気な地域づくり関係事業交付金	今治市	65,048,000
	東温市	60,400,000
	久万高原町	40,180,000
	伊方町	44,868,000

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

農村振興対策事業補助金：農業農村の総合整備を図るため市町等が行う基盤整備事業に対して補助を行う。

愛媛県元気な地域づくり関係事業交付金：地域の創意と工夫を活かした元気な地域づくりの実現を図るため市町等が行う事業に対して補助を行う。

愛媛県元気な地域づくり関係事業交付金は平成 17 年よりの事業であるが、農業の生産性向上、効率的・効果的な農業経営の確立等を促進するため、農業用排水施設、農道、区画整理等地域の実情に即して土地基盤等の整備、農用地の利用集積推進を支援するもので農村振興対策事業補助金と実質的に同一の事業である。

この事業は、土地改良法第 96 条の 2 にいう市町村の行う土地改良事業(団体営事業)であり、地元農家から市町へ申請があって、これを基に県に申請され、国にいくという流れとなるが、その採択には、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要を定め、その計画の概要その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき土地改良法第 3 条に規定する土地改良事業に参加する資格を有する者の 2/3 以上の同意を得、又土地改良区の同意等の手続を経て実施されるものである。

この農村振興対策計画の内容は、平成 22 年を目標年次として平成 12 年 6 月に策定された新農業ビジョンをベースに実施されており、その後、情勢の変化やこれまでの取組状況、今後の重点施策が検討され、平成 18 年 3 月に策定された新農業ビジョン後期重点推進プログラムが作成されている。

(2) 過去の支出状況

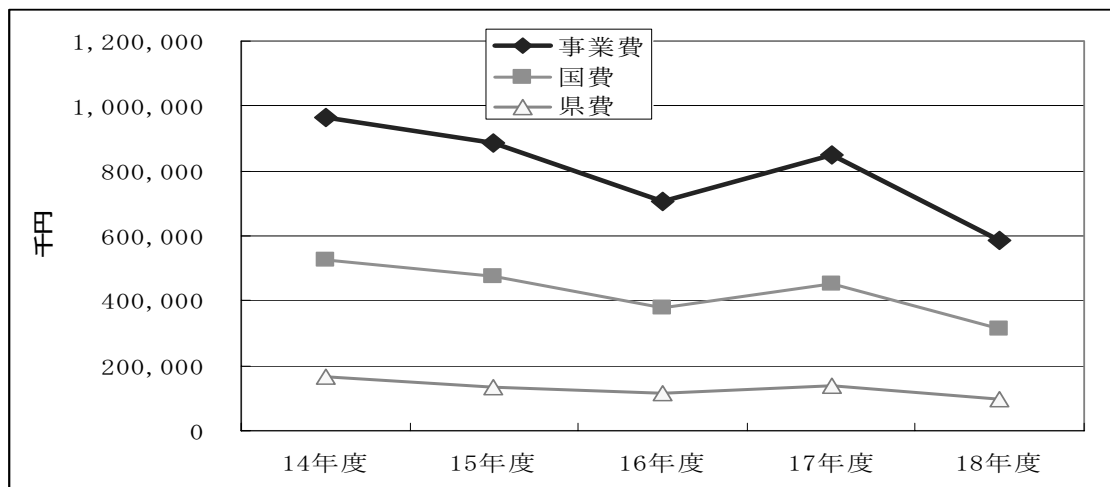


基盤整備促進事業（農村振興対策事業補助金、元気な地域づくり交付金）

（単位：千円）

市町等	区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
四国中央市	事業費	0	38,610	0	0	0
	国費	0	19,305	0	0	0
	県費	0	2,101	0	0	0
西条市	事業費	0	0	0	12,256	46,964
	国費	0	0	0	6,728	25,332
	県費	0	0	0	2,466	8,702
丹原町土地改良区	事業費	36,352	4,392	0	0	0
	国費	19,956	2,411	0	0	0
	県費	7,313	884	0	0	0
今治市	事業費	244,614	131,364	195,334	400,304	196,948
	国費	129,962	69,362	100,712	205,552	101,069
	県費	49,231	26,415	39,298	72,947	33,999
松山市	事業費	147,286	124,614	10,724	0	0
	国費	79,353	65,517	5,737	0	0
	県費	24,044	20,882	2,157	0	0
東温市	事業費	0	0	0	35,750	81,680
	国費	0	0	0	19,625	44,840
	県費	0	0	0	7,196	16,440
久万高原町	事業費	108,980	100,100	126,658	128,698	76,572
	国費	59,825	54,950	69,529	70,649	42,036
	県費	15,933	10,348	18,394	21,503	13,311
大洲市	事業費	0	0	51,072	96,320	25,114
	国費	0	0	28,036	52,875	13,787
	県費	0	0	5,280	9,957	2,593
大洲市土地改良区	事業費	58,810	156,278	15,320	0	0
	国費	32,284	81,639	8,160	0	0
	県費	6,078	12,006	1,332	0	0
内子町	事業費	116,438	93,972	122,722	15,116	0
	国費	63,919	51,586	67,371	8,298	0
	県費	12,035	12,915	14,526	1,562	0
西予市	事業費	102,132	61,284	0	19,100	40,840
	国費	56,066	33,642	0	10,485	22,420
	県費	20,553	12,334	0	1,974	4,220
宇和町土地改良区	事業費	66,374	19,918	3,880	0	0
	国費	36,437	10,934	2,130	0	0
	県費	13,355	4,009	780	0	0
三瓶町土地改良区	事業費	0	0	23,492	0	0
	国費	0	0	12,896	0	0
	県費	0	0	1,278	0	0
伊方町	事業費	0	0	0	40,858	69,938
	国費	0	0	0	22,429	38,394
	県費	0	0	0	4,224	7,226
瀬戸町土地改良区	事業費	0	0	0	21,450	346
	国費	0	0	0	11,775	190
	県費	0	0	0	1,167	18
宇和島市	事業費	84,156	29,210	0	30,642	47,986
	国費	46,198	16,035	0	16,821	26,343
	県費	16,934	5,877	0	6,167	9,657
吉田町土地改良区	事業費	0	124,596	155,732	46,986	0
	国費	0	68,403	85,491	25,793	0
	県費	0	25,045	31,335	9,458	0
計	事業費	965,142	884,338	704,934	847,480	586,388
	国費	524,000	473,784	380,062	451,030	314,411
	県費	165,476	132,816	114,380	138,621	96,166

基盤整備促進事業（農村振興対策事業補助金、元気な地域づくり交付金）合計



上記のように、県の財政の厳しさもあって、農地整備課の大枠の予算の削減に合わせて事業量は大きく減少してきている。

## 2. 監査結果

農業農村整備事業管理計画は農業農村整備事業の各事業について、あらかじめ関連施策と調整を行い、関係者間の合意形成を図った上で計画的な事業実施を図る必要があるため、各市町ごとに策定しているのではあるが、一方、県との協議・同意が必要であるため、県として事業申請、執行に携わっている。

しかしながら、基盤整備をした後の具体的な農業振興効果こそ大切であり、事業主体である市町任せでなく、県もこれに係わり何らかの形で検証していくべきである。(意見)

### b. 農産園芸課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助等の金額(円)
産地ステップアップ支援事業費補助金	東温市	22,000,000

#### 1. 負担金、補助及び交付金の概要

##### (1) 補助金等の目的、趣旨

県は競争力を強化した産地の構築を図るため、平成 18 年度に策定した「産地振興方針」で位置付けた重点的に振興する品目の高品質・高付加価値生産等のために農業協同組合等が行う産地ステップアップ支援事業に対して補助を行っている。対象は、新たな先進的な技術を利用した高品質・高付加価値生産等に必要な機械・施設整備、品質向上等を目的に新たに品種の普及・拡大に必要な機械・施設整備、エコえひめ・エコファーマーなど環境保全型農業を目指した取り組み又は取り組み拡大に必要な機械・施設整備となっている。

補助率は、1 / 3 以内であり、受益農家戸数は、3 戸以上となっている。平成 18 年度の事業費 31,552 千円の内訳は以下のとおりである。

平成18年度産地ステップアップ支援事業内訳 (千円)

地方局	市町名	事業実施主体	受益農家数	事業内容	当初事業費	補助金額
松山	松山市	えひめ中央農協	3	不知火・せとかハウス施設	27,130	5,400
	東温市	えひめ中央農協	4	イチゴハウス栽培システム	75,270	22,000
	久万高原町	松山市農協	5	静電ノズル付オートタンクカー	3,775	1,006
八幡浜	八幡浜市	西宇和農協	3	みかん屋根かけハウス及び点滴灌水施設	12,500	2,966
宇和島	愛南町	マルエム共撰場	3	不知火・ポンカン点滴灌水施設	902	180
合計					119,577	31,552

このうち、東温市の事業についてみると、

a. 産地振興方針 東温地区では、品質の優れた農産物を安定生産、出荷することで市場の評価を高め、高い銘柄産地の育成、維持していくことが重要である。しかし、耕作者の平均年齢が高くなってきており、産地の維持・拡大していくためには、新規栽培者の作付や既存施設の増設が必要となっている。そのため、高設栽培で労働力の低減と体への負担を軽くすることにより、作付面積の拡大を行い、高品質、安定生産につなげ、産地の維持、育成強化を図る。

b. 振興のための具体的方策 イチゴは、東温市の有望な基幹品目であるが窮屈な作業姿勢が多く 1 年中作業があるため生産者の負担が大きく、販売額が伸び悩んでいる。そのため、高設栽培の積極的な導入を推進するとともに、新規の生産者を掘り起こし、品種の統一などに取組み、面積拡大と単収向上及び秀品率向上を図る。

との理由づけで、認定農業者 4 戸を受益者とするいちごハウス栽培施設の設置工事費 66,000 千円のうち、愛媛県が 22,000 千円（また、市が 11,000 千円）の補助金を支出している。

## (2)過去の支出状況

ここ 5 年間の愛媛県全体における支出額は下記のようにになっている。（産地ステップアップ支援事業は平成 18 年度から実施されているが、その前身で類似事業である 21 世紀型農業産地育成事業の予算推移を参考に示している）。全体としては、財政難の影響により総額が絞り込まれていることがよくわかる推移となっている。

単位：千円

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年 度
産地ステップアップ 支援事業費補助金					31,552	26,666
21 世紀型農業産地育 成事業	159,180	123,392	64,947	83,277		

## 2. 監査結果

(1) 当該事業について、他の事業と同様に財政状況の悪化に伴い予算総額は、年々カットされている。しかし、事業の具体的な内容をみると、受益戸数を国の同種事業に準拠し3戸以上と定めているが、少人数の特定受益者に対する設備投資の補助であり、効果は非常に限定されている。また、当該補助事業の実施による事後的な評価については毎年予算編成前に産地振興方針進捗状況調査において達成状況を確認しているが、データが十分に収集できておらず、個々の受益農家についての効果測定が十分になされている段階にない。十分な結果の分析なくして、次年度以降の予算の必要性は適切に評価することは困難である。事業実施目的と必要性の判断、効果を踏まえた予算設定が適切に行われたとは考えられない。

農業政策の大きな目標からの具体策としての事業設定が企画されていることを配慮したうえでも、愛媛県の現在の財政状況を踏まえて、また、公益性と効果を基準に検討した場合に、この予算推移は疑問である。国の同種事業に準拠しているといえども個別性の強い補助であり、他の公益性の強い事業の予算維持のために再検討するのが望ましい事業であると思われる。（意見）

## C. 森林局

### a. 林業政策課

県単独林道整備事業費補助金	大洲市森林組合	20,000,000
	内子町森林組合	18,750,000
	久万広域森林組合	3,000,000
	砥部町森林組合	4,000,000
	伊予市森林組合	8,750,000
	新居森林組合	4,500,000
	四国中央市他8市町	87,765,000

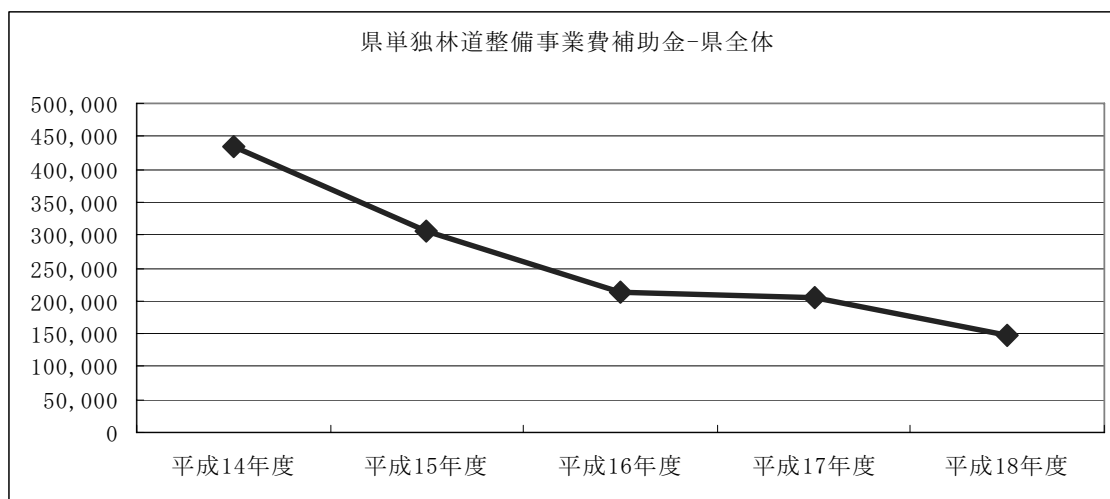
## 1. 負担金、補助及び交付金の概要

### (1) 補助金等の目的、趣旨

市町村及び森林組合等が行う林道事業の内、国庫補助事業に採択されない林道開設、改良及び舗装等を行い、適正な林業事業を推進し、林道整備と林業経営の合理化を図り、森林の公益的機能の高度発揮と地域の振興に資するため、県が単独で補助金を森林組合等に支出を行うものである。

森林整備事業は、山村地域の重要な産業である林業の振興に資するものであるとともに、都市住民が保健休養の場として利用できる森林の整備を図ること等により、山村住民の働く場を安定的に確保し、山村地域の定住の促進とその活性化に資するものである。

### (2) 過去の支出状況



## 2. 監査結果

補助額がここ 5 年間で大きく減少している。林道が整備されなければ森林整備ができな  
いし、山村住民の働く場を安定的に確保し、山村地域の定住の促進という目的に支障をき  
たすことは理解できる。只、このような激減についていろいろな見方ができ、県の財政難  
が原因でカットされていることからすると、林道というものは整備されなければされな  
いで、伐採した木材の搬出ルートが長くなったり、困難になったりすることはあれ、結果と  
して補助額を大きく減少しても支障はなかったということになる。

一方、県としても平成 13 年を森林そ生元年と位置づけて以降、緊急かつ重点的に森  
林整備に取り組み、幅員の見直しによるコスト縮減 (4 m→3 m) や、規格構造の見直  
しによる作業道的なものへの移行、間伐材の搬出に直接結びつく林内作業車道開設を優  
先採択するなど、本事業を再編成し、開設延長及び森林整備面積の確保に努力している

とのことである。

又、森林局では、平成 18 年度からは、局をあげて「えひめ森林そ生プロジェクト」として、高性能林業機械による低コスト木材生産システムに対応した路網体系（路網ネットワーク）の整備を推進しており、造林と林道を一緒にした施策を実施しており、さらに、平成 19 年度からは、本事業において、利用区域内森林面積に対する森林整備の採択基準（作業道開設は 5 年以内に 10%以上、林内作業車道開設は 2 年以内に 50%以上に相当する面積を森林整備すること。）を設けるなど、林業政策課と森林整備課が一体となって、造林と林道を包括的に考えた事業を展開しているとのことである。

以上のような昨今の取組みは評価したいが、これらの諸策をもっと早い段階で行っておればというのが感想であるとともに、今後、林業政策課、森林整備課がいっしょになった計画、取組をさらに展開される必要があると思われる。（意見）。

#### a. 林業政策課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
公共施設木材利用推進事業補助金	四国中央市	10,000,000
	四国中央市	10,000,000
	西予市	20,000,000
	久万高原町	11,960,000
	久万高原町	7,489,000
	愛南町	4,288,000

#### 1. 負担金、補助及び交付金の概要

##### (1) 補助金等の目的、趣旨

県は、愛媛県森林環境税を活用して、愛媛県補助金等交付規則等に定められたところにより、市町、学校法人、社会福祉法人等が、行う公共施設木材利用推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で公共施設木材利用推進事業費補助金を交付することにより、多数の県民への波及効果が期待される公共施設の木造化を支援し、県民消費における木材住宅や木質施設への指向を高めるとともに、木材の使用により資金を還元し、愛媛県民共有の財産である森林の整備の促進を図ることを目的として、建物の木造化に対する補助を行っている。概括的には、コンクリート造りと木造作りを比較して、木造作りにより、費用が上回る部分の差額の 1/2 を補助する制度である。

##### (2) 過去の支出状況

平成 18 年度よりの事業であり、平成 18 年度は愛媛県全体で計 64,898 千円の補助額となっている。

## 2. 監査結果

本補助金の対象となる施設が公共施設等に限定されている。(事業実施主体は市町、学校法人、社会福祉法人その他知事が認める者となっている。) 木造を普及させるのが、目的であるのならば、補助金の対象施設を拡大すべきではないか。(意見)

また、普及の効果検証として、木造施設の増加による「木材使用量」と、それに伴い当該木造施設に出入りする人の人数である「木とふれあう人数」を成果指標としているが、これは木造施設が建設されると当然の結果としてついてくるものであり、このような施設を契機としての波及効果等を建築関係者や県民へのアンケートその他によって調査するなど、何らかの対策が必要なのではないか。(意見)

### b. 森林整備課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
造林事業補助金	四国中央市	1,440,867
	宇摩森林組合	6,954,100
	新居森林組合	88,724,323
	周桑森林組合	33,989,103
	越智今治森林組合	9,051,306
	松山流域森林組合	9,597,456
	伊予森林組合	24,088,446
	砥部町森林組合	25,338,826
	久万広域森林組合	71,132,875
	内子町森林組合	14,740,803
	大洲市森林組合	48,718,494
	西予市	10,901,658
	西予市森林組合	28,989,883
	南予森林組合	88,068,120
	日吉森林組合	25,776,289
	南宇和森林組合	6,425,120
	(財)愛媛の森林基金	58,990,454

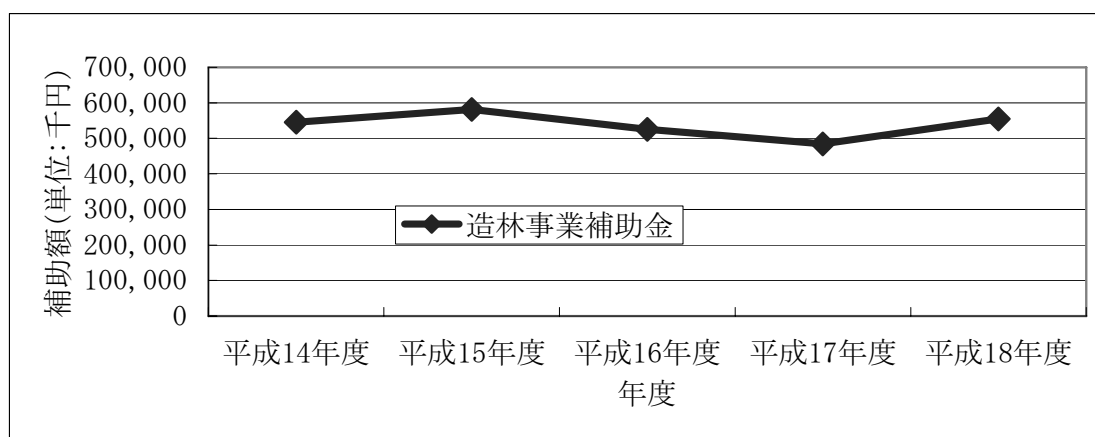
### 1. 負担金、補助及び交付金の概要

### (1) 補助金等の目的、趣旨

森林のもつ水源涵養機能、山地災害防止機能、さらには地球環境への貢献機能は現在においては国民に理解されているが、一方で森林の多くが森林所有者(山主・林家)という私によって保持されている。以前なら、木材の価格が高かったため森林所有者はこぞって自らのお金で自らの森林において、植林、下刈、枝打、除伐・間伐等の造林業務を行い、より質の良い木材の搬出のための努力をしていたのが、近年の木材価格の大幅な下落とともに、採算がとれなくなり、自らが造林業務をしなくなった。そこで現在、森林所有者の重い腰を上げて森林整備をしてもらうために、即ち森林整備を進めてもらうためにこの補助金を設けている。

### (2) 過去の支出状況

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
造林事業補助金	545,802	581,711	525,051	484,531	554,619



## 2. 監査結果

前述した森林の水源涵養機能、山地災害防止機能、さらには地球環境への貢献のために造林事業が必要であり、森林整備関連の各補助金は正しくこの一点にあることは理解できる。只これを本当に推し進めるならば、特に除伐・間伐材がお金にならない段階の木においては、森林所有者への負担を求める現在の補助制度では限界があるといわざるを得ず、-補助率の見直し、森林所有者の負担引き下げ、といった根本的な対応が必要と思われる。(意見)



b. 森林整備課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
団地設定支援事業費補助金	大洲市森林組合	1, 170, 000
	南予森林組合	2, 450, 000

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

森林整備はその整備区域を決定する際、林家の保有する森林を特定し、境界を確認し、その地域を一団として行うのが合理的であり、そのような集団化、団地化に関する森林所有者の合意形成を図るため森林組合等が行う団地設定事業に対して補助を行うもので平成 18 年、平成 19 年の 2 ヶ年に実施予定である。

具体的には、団地設定に係る検討会や協議会の会議費、境界測量等の現地調査費、その調査を踏まえた計画策定や計画生産に対する林家の合意形成を図るための経費等の 1/3 以内を補助。

(2) 過去の支出状況

平成 18 年、平成 19 年の 2 ヶ年の事業であり、平成 18 年度は上以外に 6 森林組合、1 第三セクターの計 9 組織に対して合わせ計 7,000 千円。

2. 監査結果

この補助金の目指す先は、水源涵養、国土保全のための森林整備に対してより多くの林家が腰を上げてもらうためのものであるのはわかるし、実際の座談会も行い、団地設定も行っているが、そもそも団地設定は各森林組合のそもそもの目的としているところであり、このような補助金を出さずとも団地設定の必要性は十分承知していると思われる。

森林整備を考えた場合、むしろ難しいのは林家に森林整備をさせる動機付けであり、このような補助金を出す実質的な効果については疑問を感じる。広い意味での森林整備事業を再検証し、補助金のあり方を検討すべきである。(意見)

b. 森林整備課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
森林づくり事業費補助金	大洲市森林組合	6, 435, 000
	南予森林組合	21, 603, 600

## 1. 負担金、補助及び交付金の概要

### (1) 補助金等の目的、趣旨

効率的・効果的な間伐等の森林整備を推進するため、市町・森林組合が行う必要な高性能林業機械を整備に対して補助を行うもので、補助率は45%、平成18年から平成21年の事業である。

## 2. 監査結果

この補助金に係る事前通知は林業機械を使用しているところへ通知し、機会平等を期すべきだが、森林組合、第三セクター等でない民間一施業者へはしていないとのことであるが、これは補助金としての公平性を保つためにもすべきと思われる。(意見)

## D. 水産局

### a. 漁政課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成18年度 補助金等の金額(円)
漁業経営維持安定資金利子補給金	戸島漁業協同組合	3,210,395
	日振島漁業協同組合	2,562,191

## 1. 負担金、補助及び交付金の概要

### (1) 補助金等の目的、趣旨

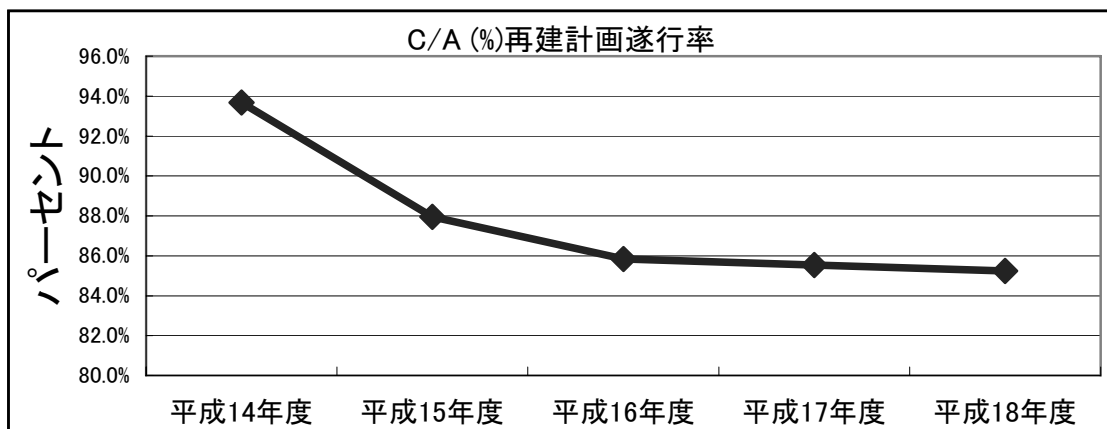
経営の維持が困難な漁業者等の再建を図るため、その経営の固定化債務の整理に必要な資金を融資機関が貸付けた場合、その資金に対し利子補給を行うもの。当該再建資金の借受資格者は直近の事業年度を含む3ヵ年の漁業収支が通算して損失となっていること、(固定資産－自己資本－固定負債)/固定資産が10%以上という、厳しい経営環境におかれている中小漁業者で再建計画について知事の認定を受けた者である。再建計画に際しては信用漁業協同組合等の融資機関がその専門的判断をもって中小漁業者の計画を検討し、県はその結果を受けて認定し、融資が実行されるが、現在の利子補給金は平成13年以前の融資されたものに対してのものである。

### (2) 過去の支出状況

単位:千円

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
三島漁協	282	154	26	0	0
三崎漁協	527	320	221	120	20
八幡浜漁協	1,530	1,435	1,197	844	551
明浜漁協	231	126	22	0	0
吉田町漁協	500	500	422	320	220
遊子漁協	3,640	3,402	2,761	1,806	1,224
蔦淵漁協	1,945	2,084	1,812	1,471	1,121
戸島漁協	10,169	9,531	7,913	5,698	3,210
日振島漁協	4,284	5,125	4,720	3,436	2,562
宇和島漁協	757	316	133	22	0
下灘漁協	8,451	4,657	1,679	240	6
久良漁協	1,650	1,366	1,044	607	0
深浦漁協→愛南漁協	281	281	228	171	115
愛媛県真珠養殖漁協	4,508	2,680	831	138	0
愛媛県信用漁業協同組合 連合会	3,653	2,891	2,121	1,348	623
計	42,408	34,868	25,130	16,221	9,652

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
再建計画認定件数A(平成 元年～平成13年)	332	332	332	332	332
償還完了・償還中件数 C	311	292	285	284	283
廃業・倒産・死亡等によ る利子補給停止件数累計	21	40	47	48	49
C/A (%)再建計画遂行率	93.7%	88.0%	85.8%	85.5%	85.2%



上記のように平成13年度以前に再建計画認定したものにおいても、年月とともに経営がさらに悪化し、廃業・倒産・死亡等により利子補給の当初の目的を遂行できないものの累積件数は増加してきている。

## 2. 監査結果

上述の再建計画遂行率の年度比較のように、その後の経営の舵取りが年月とともに利子補給の当初の目的を遂行できないケースになる場合が明らかになっているが、県としては再建計画を認定した中小漁業者については、金融機関からの年2回(上期、下期)の利子補給金請求時に中小漁業者の経営状態の報告を受け、返済等の延滞が発生している場合には、

その延滞額を除いた利子補給対象残額に対して利子補給を行っている。

なお、現在、金融機関に残っている貸付に対する利子補給は、平成 21 年度で終了するが、今後とも、金融機関と連携をとりながら中小漁業者の経営状態を把握し、適正な利子補給による再建支援を行う必要がある。（意見）

#### a. 漁政課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
漁協等経営基盤強化対策利子 補給金	愛媛県信用漁業協同組合 連合会	33,844,298

#### 1. 負担金、補助及び交付金の概要

##### (1) 補助金等の目的、趣旨

欠損金、多額の固定化債権があることが障害となり、合併や信用事業譲渡等ができない漁業協同組合に対して、愛媛県信用漁業協同組合連合会が必要な資金を貸付け、漁協再編を図るため、融資機関が貸付けた資金に対し利子補給を行うものである。

利子補給額の算出は基準金利 2.85%のうち、1.75%(0.5%を財団法人大日本水産会にある基金が負担するため 1.25%)を県が、残りを市町及び系統が負担となっている。(但し平成 17 年度までは国 0.625%、県 1.125%)

##### (2) 過去の支出状況

単位:千円

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
利子補給金の金額	—	19,796	33,845

平成 17 年度に対し平成 18 年度が大きく増加しているのは、平成 17 年度の 4 月及び 8 月に貸付を実行したことによるためである。平成 18 年度で約 19 億円の整備貸付金の平均残高があることになる。

#### 2. 監査結果

漁協は、通常の営利を目的とする法人とは性格を異にする法人であるにしても、民間の団体の財務改善計画(増資、固定化債権回収、欠損解消計画)に際して愛媛県信用漁業協同組合連合会が融資した資金について利子補給をするというのは、いくら漁協の再建、ひいては漁民の安心、漁業の健全なる発展という論法を用意されているとはいえ、又、水産庁官より「漁協の基盤強化等のために実施される利子補給事業のガイドラインについて」という連絡文書によるお願いがきているとはいえ、特定の団体のために県が助成す

ることの正当性、公平性について素直に納得できないところがあることは事実である。

さらに、再建計画とその融資プランは、当事者としての漁協及びその系統機関がいつしよになって立てたものであること、又、県信漁連が毎年 150 百万円前後以上の税引後利益である当期剰余金を計上していること、系統組織間において密接な関係を有していること、からすると、現状においては、系統組織間で金利を減免する等の対応がなされるのが自然であると思われ、漁業関係者以外の一般の多くの住民の税金を使う論拠に乏しいと思われる。(なお、系統組織が民間組織であるが故に直接金利減免等を行うことは、課税上の問題等が発生して支援効果を求めにくいのであれば、実質県の負担とならないよう県に寄附をしてもらう等の対応は可能なはずである。)

又、固定化債権等の回収実績は計画に比べて進んでいないことから、今後、「増資の達成状況、欠損金・固定化債権の解消状況それぞれについて確認を行い、計画数値ことの乖離が縮まらない場合」補助金の打ち切り等、厳正な対処をする必要がある。(意見)

#### a. 漁政課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
離島漁業再生支援交付金	松山市	22,234,000
	宇和島市	21,068,000

#### 1. 負担金、補助及び交付金の概要

##### (1) 補助金等の目的、趣旨

輸送や生産資材の調達などにおいて不利な条件にある離島は、漁業者の減少、高齢化、魚価の低迷、燃料費の高騰等により厳しい環境におかれており、漁業の衰退が進行している。これに対し沿岸漁業資源の維持・拡大、漁場環境の保全、漁場集落の活性化、所得の向上、漁業再生活動に取り組む集落の支援市町に対し交付金を交付するもの。

その対象となる離島とは離島振興法の指定離島であり、航路時間が 30 分以上もしくは航路距離が平水区域で本土から 15km 以上、平水区域外で本土から 10km 以上の「一般離島(交付金の負担割合は国 1/2、県 1/4、市町 1/4)」、さらには航路の一日当たりの運行回数が少ない、人口減少率が高い、高齢化率が高い、漁業従事者の割合が高い、漁業者の減少率が高い等といった一般離島と同等以上の不利性があるが漁業再生の意欲があると認められる「特認離島(交付金の負担割合は国 1/3、県 1/3、市町 1/3)」である。

なお、一般離島に該当しても集落に漁業世帯の中核グループ、まとめ役がいないと判断された大洲市青島、特認離島でも弓削島、佐島、中島等漁業従事者割合が少ない島は対象となっていない。

集落協定に参加する漁業世帯数に基準単価を乗じて交付金の額を算出し、その用途は稚魚

の放流、新規養殖、水質検査、密漁防止の漁場監視活動、海岸清掃、増殖礁や築いそ設置、水産物の加工・販売等の活動に利用されている。

(2)過去の支出状況

	単位:千円	
	平成17年度	平成18年度
松山市	22,234	22,234
宇和島市		21,068

2.監査結果

この交付金により漁業再生ができていものかどうかの指標として、各漁業集落の集落人数、漁業従事者、属人漁獲量、属地漁獲量の年度ごとのデータを見せていただいた。これは、この事業に合わせて効果をみるためにとったデータでなく、当初よりあるデータである。このデータではむしろ大きな流れとしての漁業衰退が顕著な集落も見受けられる。このような集落があるのであるから、直接、各集落の漁業者等のアンケート等又は個々に入手できるデータ等による定性面も含めた効果の測定のための努力をすべきと思われる。(意見)

さらに取組み活動費用には、各取組みへの出席者への日当が多く含まれている。自分達の漁業再生のための各取組みについて、交付金から日当支給、離島振興協会会議出席に松山市に出てくることに対する日当支給、自分達が保有している船を漁場監視に利用したときの借上料支給等々、漁業再生なのか、この共同取組みに参加した人たちへの雇用機会創出なのか理解し難い。もちろん共同取組みをするとなると世話役の方がいてはじめてできることであるかもしれないが、本来は手弁当持参・無報酬で地元の漁業再生のための取組みをし、その際足りない部分を支援するというのがこの交付金のあり方であると思う。例えば、このような取組み活動を中核として行う人がいないという理由でこの交付金対象となっていないところもあるが、漁業再生という目的と共同取組みの因果関係に説得力がないと思われる。(意見)

a. 漁政課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成18年度 補助金等の金額(円)
えひめ漁民の森づくり活動推進事業費補助金	愛媛県漁業協同組合連合会	2,237,000

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1)補助金等の目的、趣旨

森林のもつ水源涵養機能、山地災害防止機能、さらには地球環境への貢献機能は現在にお

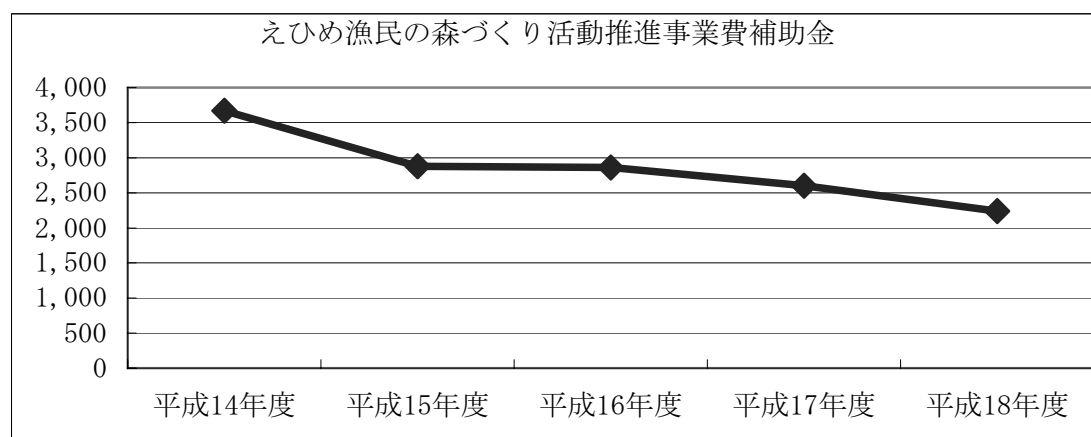
いては国民に理解されてきつつあるが、森、川、海の繋がりについて社会的関心が高まる中、漁業者自らが水の源である森林の恩恵を認識し、豊かな漁場づくりを推進するため、漁民による植林活動等への補助を行うものである。

(2)過去の支出状況

平成 14 年度採択で事業を開始し、平成 14 年度～平成 17 年度は国庫補助事業、平成 18 年度は税源委譲に伴い単独事業、なお、平成 19 年度は所期の目的達成したとのことで廃止している。

単位:千円

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
えひめ漁民の森づくり活動推進事業費補助金	3,670	2,876	2,862	2,602	2,237



2.監査結果

平成 14 年度から 18 年度まで、「えひめ漁民の森づくり推進事業」として、上述の事業を行い、平成 19 年度より森林環境税充当事業である「えひめ漁民の森づくり実践活動事業」として 3 年間に渡り、東予、中予、南予に各 2 箇所ずつ計 6 箇所に漁業者を中心とする森づくり団体の組織化、その団体が行う森づくり活動の支援事業を推進しているとのことである。

この補助金が目指す目的というのは、息の長い地道な努力が必要である。途中で予算がつかない等の理由で止めることがあっては、当初の計画が意味をなさなくなるので、今後も担当者が変われども、県としてフォローアップをして、将来的には、できるだけお金をかけない形の運動の広がりまで持っていけるようにすべきである。(意見)

a. 漁政課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成18年度 補助金等の金額(円)
えひめ魚食普及推進事業費補助金	愛媛県魚食普及推進協議会	1,716,000

1. 負担金、補助及び交付金の概要

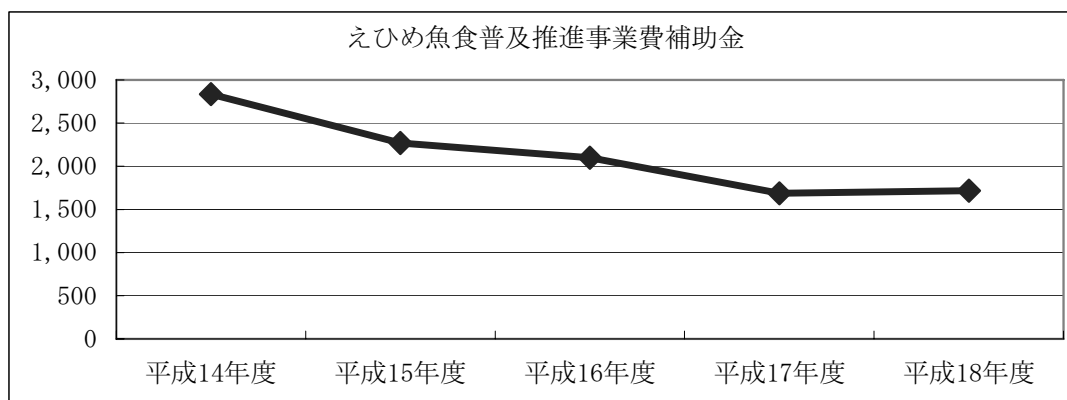
(1) 補助金等の目的、趣旨

食生活の欧米化などによる水産物の消費減退や安価な輸入水産物の影響等による魚価の低迷が続き、漁業者の経営は厳しいが、これに対応するため「消費者の視点に立った流通機能と販売競争力の強化」を重点施策に掲げ、魚食普及活動の推進、県産水産物のPRと消費拡大を図ることを目的として、愛媛県魚食普及推進協議会の活動に対し補助を行うものである。

具体的には、料理教室、おさかな教室、料理コンテスト、「おさかなママさん」の認定等、又これに係る会議関連費用としての支出がある。補助率は事業費の1/3。

(2) 過去の支出状況

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
えひめ魚食普及推進事業費補助金	2,835	2,268	2,100	1,685	1,716



2. 監査結果

この事業による効果の把握は難しく、講座参加者を対象に水産物の消費量の変化についてアンケート調査を計画しているとのことであるが、住民の税金等の使途としてこの事業への補助を決めたからには、その補助がどのような効果をもたらすのか、測る指標を持ち合わせてからすべきではなかろうか。例えば近海魚の愛媛県における消費量その他指標となるものをいくつか候補として上げ、成果をみて行って欲しい。(意見)



b. 漁港課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
広域漁港整備事業費補助金	愛南町	69,939,000
地域水産物供給基盤整備事業費補助金	宇和島市	71,425,000
	西条市	81,640,000
	宇和島市	87,043,000
	今治市	55,327,000
	伊方町	22,145,000
	上島町	205,804,000
	上島町	62,853,000
	八幡浜市	89,191,000
	今治市	80,040,000
	伊方町	66,700,000
	伊方町	80,040,000
漁村総合整備事業費補助金	今治市	114,233,000
	伊方町	97,500,000
	西予市	50,000,000
	愛南町	62,698,000
	松山市	53,020,000
	宇和島市	37,991,000
	今治市	188,500,000
	宇和島市	193,245,000
漁港海岸保全事業費補助金	愛南町	66,210,000
	愛南町	29,670,000
	愛南町	22,800,000
漁港海岸環境整備事業費補助金	松山市	11,350,000

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

広域漁港整備事業費補助金：水産物の安定供給を図るため市町が行う第3種・第4種漁港の整備に対して補助を行うものである。

地域水産物供給基盤整備事業費補助金：水産物の安定供給を図るため市町が行う第1種漁港等の整備に対して補助を行うものである。

漁村総合整備事業費補助金：漁港機能増進と漁村生活環境改善を図るため市町が行う漁港・漁村整備に対して補助を行うものである。

漁港海岸保全事業費補助金：高潮等による被害から海岸を防護し、国土の保全及び民生の安定のため、市町が行う護岸工等に対して補助を行うものである。

漁港海岸環境整備事業費補助金：国土の保全と併せて、海岸部の総合的レクリエーション機能の整備を図るため、市町が行う公園整備等に対して補助を行うものである。

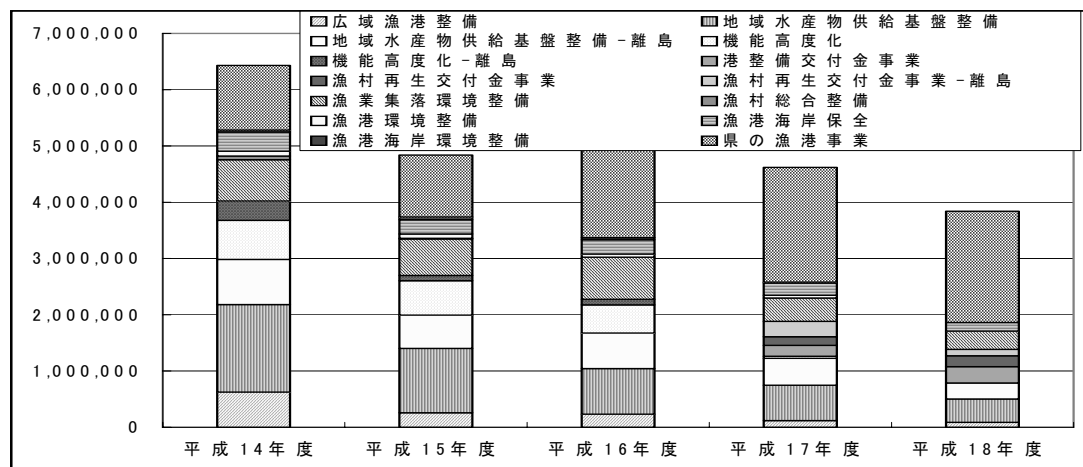
漁港については、第4種漁港である佐田岬漁港、本浦漁港の2漁港と流通が大きく県全体への影響も大きい深浦漁港、八幡浜漁港は愛媛県が整備し、残りの第1種、第2種、第3種漁港191港は市町が整備している。又、この中には離島振興法の対象となっているものが38港ある。

平成18年度の包括外部監査で漁港工事について検討したが、これは上述の県整備漁港であった。ここでは市町管理漁港について市町がその整備をする際に県が補助事業を決め、その補助金交付要綱に従い補助しているもので、県100%のもの、国の補助に継ぎ足しているもの、がある。

(2) 過去の支出状況

単位：千円

県全体の過去5年の漁港、漁港海岸事業	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
市町漁港事業					
広域漁港整備	626,980	256,950	234,260	120,210	89,846
地域水産物供給基盤整備	1,555,251	1,143,120	810,042	626,616	415,297
地域水産物供給基盤整備-離島	801,745	593,643	630,941	478,082	280,502
機能高度化	693,975	609,750	499,500	37,500	
機能高度化-離島	342,342	96,750	100,405		
港整備交付金事業				193,430	293,480
漁村再生交付金事業				153,750	193,471
漁村再生交付金事業-離島				273,045	112,952
漁業集落環境整備	733,200	648,700	746,200	414,700	321,750
漁村総合整備	65,953	7,150			
漁港環境整備	85,000	79,000	55,000	50,000	
漁港海岸保全	341,569	252,800	255,830	215,903	155,130
漁港海岸環境整備	35,000	50,000	38,204	16,000	
市町漁港事業への補助金	5,281,015	3,737,863	3,370,382	2,579,236	1,862,428
県の漁港事業	1,147,365	1,100,000	1,672,169	2,039,000	1,977,000
総合計	6,428,380	4,837,863	5,042,551	4,618,236	3,839,428



## 2. 監査結果

市町営漁港事業のほとんどが、各市町が定める一般競争入札を実施する予定価格（設計金額）にいたらないとの理由で、指名競争入札により契約がなされ、広域漁港整備事業等の特に大規模な事業の一部で、一般競争入札が実施されているのみである。

平成 18 年度の漁港工事においても、県の工事の契約形態を指名競争入札では、工事の受注が特定の業者に偏る傾向があり、又コスト削減、透明性をさらに高めるためにも一般競争入札にすべきとの意見を述べたが、市町の行う漁港工事においても、県が上記のような多額の補助金を出しているのであるから、一般競争入札にすべきことを指導すべきである。

（意見）